

平成 19 年 1 月 29 日

企業会計基準委員会殿

東芝ファイナンス株式会社

経理部長 古賀 伸次

企業会計基準公開草案第 17 号及び適用指針公開草案第 21 号

リース取引に関する会計基準(案)及び適用指針(案)に対するコメント

貴委員会が募集されました、リース取引に関する会計基準(案)及び適用指針(案)に対するコメントを、次の 6 項目付きご提出申し上げます。

1. 適用時期が 2008 年 4 月 1 日となっていますが、今回の改訂はリースシステムの大幅改正を要するものであり、このシステム開発には少なくとも 2 年の月日が必要との開発会社数社の見積があります。よって実務対応のためには適用時期を少なくとも 1 年は遅らせて頂きたいと思います。

また、適用時期について会計は 2008 年 4 月 1 日以後の開始の事業年度、税務は 平成 20 年 4 月 1 日以後に締結するリース契約と齟齬があります。ここは税務と同一の考え方を適用して戴き申告調整など煩雑な手続が要らない様にして頂きたい。

2. 適用日以前の契約分については、例外的に借手・貸手共に賃貸借処理の継続を認めていますが、貸手に関して例外処理は、「リース取引を主たる事業としている企業」には適用出来ないとなっています。これは適用日以前のリース会計実務指針に則って賃貸借処理を行ってきたものであり、これを遡って売買処理に変更することは立法の精神に反するものと考えます。

また、原則処理である売買処理を行った場合の特別損益を算出することが、実務的にどんなに大変な作業であるか理解されていない基準であると思います。

更に、税制上は賃貸借処理としていますから、原則処理を行った場合は税務申告調整を行う必要があり実務上相当の負荷が掛かる事となります。

一方、視点は違いますが、借手は賃貸借を認めながら貸手のリース取引を主たる事業とする企業には賃貸借を認めない、これは借手・貸手の会計処理が違うという歪なものとなります。従って、適用日以前の契約分については全て賃貸借処理の継続を認めるべきだと思えます。適用時期の問題と同様です。

3. 利息相当額の各期への配分は「定額法」。これが認められないのは疑問です。今回の改訂基準は「利息法」となっていますが、国際会計基準とのコンパジェンスの柱は「オンバランス」では無かったのでしょうか。5 年間回転すればほぼ利息法と同じになる「定額法」も認めない。何故でしょうか。認めれば割賦販売の収益計上基準とも平仄は合います。もう少し、柔軟い対応でも国際会計基準に平仄が合わない等ということは無いと思えます。

4. 「リース取引を主たる事業としている企業」の範囲を明確にして頂きたいと思っています。
5. 中小企業への適用はいつ頃決まるのでしょうか。中小企業に対しては従来と同様に簡便な会計処理(所謂賃貸借処理)を認めてもらいたいと思っています。公開会社や大会社等の連結対象の中小企業であっても例外なく簡便な会計処理を望んでいます。中小企業に今回の基準を適用するのは酷な話です。早急な決定を望みます。
6. 会計処理の設例について
適用日前契約の会計例が無いこと。
消費税を含めた処理を設例に入れて貰わなければ、税務との平仄が取れているのかわからないこと。

以上、宜しくお取り計らい下さいます様お願い申し上げます。